

男鹿市条例第32号

男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例

男鹿市ガス供給条例（平成17年男鹿市条例第189号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>（電気・ガス料金負担軽減支援事業によるガス料金算定の特例）</p> <p>5 <u>令和7年2月から令和7年4月まで、令和7年8月から令和7年10月まで及び令和8年2月から令和8年4月までに検針を実施するガス料金については、次の各号に定めるところにより算定する。</u></p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p><u>(5) 令和8年2月分の調整単位料金が適用される検針から令和8年3月分の調整単位料金が適用となる検針に係る使用料金については、第29条の規定に基づき算定した調整単位料金から16.37円を減じた額を、当該期間中、料金算定に係る調整単位料金として適用する。</u></p> <p><u>(6) 令和8年4月分の調整単位料金が適用となる検針に係る使用料金については、第29条の規定に基づき算定した調整単位料金から5.46円を減じた額を、料金算定に係る調整単位料金として適用する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>（電気・ガス料金負担軽減支援事業によるガス料金算定の特例）</p> <p>5 令和7年2月から令和7年4月まで<u>及び令和7年8月から令和7年10月まで</u>に検針を実施するガス料金については、次の各号に定めるところにより算定する。</p> <p>(1)～(4) （略）</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。